

1 秋田市公立大学法人評価委員会名簿（委員長を除く各委員は五十音順）

役 職	氏 名	職名・勤務先等
委員長	野 田 敏 明	秋田県立大学 副理事長
委員	鏡 隆千代	秋田魁新報社 取締役編集局長
委員	野見山 浩平	日本銀行 秋田支店長
委員	福 士 文 友	秋田商工会議所 常議員 税理士法人 福士合同会計事務所 代表社員税理士
委員	三 浦 潔	秋田三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長

2 平成 2 8 年度における評価委員会開催実績

回	開催日	会議概要
第 1 回	7 月 1 2 日	年度評価に係る法人からの事情聴取
第 2 回	7 月 2 8 日	年度評価の評定協議、評価案の審議

3 評価結果についての委員長所見

公立大学法人秋田公立美術大学の平成 2 7 年度業務実績については、年度計画に定めた項目を順調に実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。

評価は今回が 3 回目で、中期目標の折り返しとなる節目だったが、教育研究や社会貢献活動への積極的な取組が随所に確認できた。

今後も、本評価結果を踏まえ、中期目標の達成に尽力されることを期待する。

4 地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。